

ボックス・トップ・ライセンス契約 (シュリンクラップ契約)

の成立を否定する判決

	頁
1. はじめに	1
2. 事実の概要	2
3. 地裁の判断	2
4. S S社の控訴	3
5. B T L(シュリンクラップ契約)の効力 に関する控訴審の判断	3
6. その他の控訴審の判断	7
7. 若干のコメント	7

1. はじめに

ソフトウェア・プロダクトについてのシュリンク・ラップ契約の成立の有無、効力についてはかねてから議論がなされてきた。ベンダーとユーザ間に使用許諾に関する意思表示の合致があると言えるか、また主としてユーザ側の権利を制限することになる各条項は有効か等である。

1991年7月29日アメリカの連邦第三巡回区控訴裁判所が下した本判決は、これらの問題を正面から取り上げ、判断したものである。(ところで、ルイジアナ州とイリノイ州ではソフトウェアライセンス実施法が制定され、シュリンクラップ契約が有効となる要件を定めている。)なお、日本においてはシュリンクラップ契約の成否等についての裁判

所の判断はまだ見当たらない。

さて、本判決は連邦地裁のボックス・トップ・ライセンス契約（シュリンクラップ契約）が有効に成立していたとの判断をくつがえし、ソフトウェア・プロダクトの品目、数量、価格が定められて出荷されたソフトウェア・プロダクトのパッケージに、開封すると成立するというライセンス契約が印刷され、それをユーザが開封したとしても、それは契約の内容にはならないし、（ユーザの発注に対する）ベンダー側の条件付き承諾にもあたらないとした。

2. 事実の概要

- ・ Step-Saver Data Systems 社（以下 S S 社という。）は法律事務所や医院におけるワープロ、データ管理、通信のニーズを満足させるマルチユーザシステム（端末装置をメインコンピュータに接続し、各端末装置からメインコンピュータ上利用しうるプログラムにアクセス可能とするもの）を開発し、OSとしてThe Software Link 社（以下 T S L 社という。）の Multilink Advanced(以下 MA プログラムという。)、端末装置としてWyse社（以下 W 社という。）の WY-60 を選択し、I B M AT をメインコンピュータに選んだ。アプリケーションプログラムとして S S 社によって書かれたプログラムの外 MS-DOS 上で稼働するとされた Off-the-shelf programs も含まれていた。
- ・ S S 社は 1986 年 11 月からこのシステムの販売を開始し、1987 年 3 月まで 142 システムを法律事務所及び医院に販売した。
- ・ ところがシステムのインストールを行うやいなや、S S 社は何人かの顧客から（このシステムについて）苦情を受け始めた。S S 社は自らの調査に加え、T S L 社や W 社に照会し、この問題の解決のための技術援助を求めたが、結局解決されず、むしろ 3 社のいずれに責任があるかについての紛争が始まった。そしてついに 12 の顧客が S S 社に対し、マルチユーザシステムの問題に基づき訴訟を提起した。
- ・ S S 社は T S L 社と W 社に顧客との訴訟における防禦や解決に要する費用について賠償金請求権の確認判決を求める訴訟を提起したが、地裁は司法判断の時機に熟していないとして却下した。
- ・ S S 社は、次に T S L 社と W 社に保証の違反及び T S L 社に不当表示があるとして第二の訴訟を提起した。本件控訴はこの第二の訴訟に関する地裁の判断に対するものである。

3. 地裁の判断

〔T S L 社関係〕

- ・ U C C（統一商事法典の略、以下同じ。）§ 2-202（最終の合意文書の条件は、事前の合意や同時期の口頭の合意によっては否定されない。）に基づき MA プログラムのバ

パッケージに印刷された例文(the form language)、すなわち、ボックストップライセンス(以下BTLという。シュリンクラップ契約と同様のもの)は、SS社とTSL社間の完全な包括的な契約である。

- ・UCC § 2-316に基づき、TSL社はMAプログラムについてBTLによって全ての明示保証、黙示保証を放棄した。
- ・従って、初期の口頭や文書によってTSL社がなしたと申立てられている明示の保証に関する全ての証拠を排除する。
- ・不当表示については、TSL社の詐欺の意図とSS社の合理的信頼の要件についての証拠が不十分としてTSL社を支持する指図評決がなされた。

[W社関係]

- ・W社が市販可能なものに対する黙示の保証に違反しているとの十分な証拠はないとし陪審はW社を支持する評決を答申した。

4. SS社の控訴

- ・SS社は4点について控訴した。すなわち、
 - (1)SS社とTSL社はBTLを契約の完全かつ最終の条項とする意図はなかった。
 - (2)TSL社が意図的に不当表示を行ったとする十分な証拠がある。
 - (3)黙示の保証に基づくW社に対する請求には十分な証拠がある。
 - (4)事実審裁判所がW社からSS社への手紙を証拠から排除し、WY-60の通常の使い方についての反対証言の提出を認めないのは裁量権の濫用である。

5. BTL(シュリンクラップ契約)の効力に関する控訴審の判断

- ・SS社がTSL社からMAプログラムを購入する典型的なやり方は次のとおりであった。TSL社に電話で注文する。TSL社は注文を受け、すみやかに出荷すると約束する。SS社は電話のあと購入品目、価格、出荷及び支払い期日を記載した発注書を送り、TSL社はSS社の発注書と全く同一の条項(価格、数量、出荷及び支払期日)を記載した送り状とともに、速やかに出荷する。

電話でも発注書、送り状にも保証の放棄は全く触れられていなかった。

- ・この訴訟に係るBTLの5つの条項は次のものであった。
 - ①顧客はソフトウェアを購入したのではなく、個人使用目的の移転不能なプログラムの使用权を取得しているだけである。
 - ②ディスクに瑕疵がないという保証を除き、全ての明示及び黙示の保証は放棄する。
 - ③唯一の救済は瑕疵あるディスクの交替で、直接的であれ、間接的であれ使用から生じる損害賠償責任は排除される。
 - ④BTLが両当事者間の最終かつ完全な合意である。

⑤開封すればこれらの条項と条件を承諾したものとする。不同意の場合は購入後15日以内に返還すれば代金は払い戻される。

(1)SS社の主張

- ・合意された価格で出荷するという契約は電話の時成立している。BTLはこの契約の重大な変更でUCC § 2-207により、契約の一部にならない。
- ・両当事者にBTLを最終かつ完全な合意とする意思がなかったことは証拠上明らかである。したがってUCC § 2-202の口頭証拠原則は適用されない。

(2)TSL社の主張

- ・契約は、SS社がプログラムを受取り、条項を見て、パッケージを開封したときに成立した。電話での話し合いでは多くの重要な条項が定められていない。
- ・SS社の電話での申込に対するTSL社の承諾は、SS社のBTLを受諾することを条件とするものであった。TSL社はSS社の電話での申込を承諾したのではなく、開封したときに成立するBTLを新たに申込んだものである。
- ・(電話で)契約が成立していたとしても、SS社は、(保証の)放棄を知らずながら製品を注文し受領することを継続したことにより、(保証の)放棄に同意した。

(3)控訴審裁判所の判断

①判断の前提

MAプログラムが出荷され、受領され、代金が払われているので、契約が存在することは争いが無い。問題は契約条項の内容である。

裁判所は、当初の合意の最終的な表現あるいはそれに対する修正として書面を作ったという意図がない限り、UCC § 2-207に基づいてBTLがSS社とTSL社間の契約の一部となるか否か判断すべきであると考えた。ところで、SS社がBTLを契約の最終表現あるいは修正するものとするに同意していなかったことは争いが無い。(5(3)②参照)また、TSL社は、プログラム購入の交渉中、BTLの条項を話してもいないし、SS社からBTLについて明らかに同意も得ていない。BTLをパッケージにつけることだけで満足していた。従ってUCC § 2-207に基づきBTLが契約の一部となるか否かの判断をすることになった。

裁判所の判断を理解するためUCC § 2-207の概要をしてみる。

UCC § 2-207 承諾または確認の追加条項

- (1)明確かつ適時になされた承諾の表示または合理的な期間内に送付された書面による確認は、それが申込まれ若しくは合意された条項に付加された条項、またはそれと異なる条項を表示する場合においても、承諾としての効力を有する。但し、承諾が、それに付加された条項またはそれと異なる条項に対する同意を明示的に条件としている場合には、この限りではない。

(2)追加条項は、当該契約への追加の申出と解釈される。商人間では、このような条項は契約の一部となる。但し、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(a)申込が、申込条項のままの承諾を明示的に限定しているとき、

(b)これらの条項が実質的に申込を変更するとき、または、

(c)これらの条項に対する異議の通知が既に与えられているか、または、その異議の通知がそれらの通知の受領後合理的期間内に与えられたとき、

(3)両当事者の契約の存在を認める行為は、当事者の書面では契約が成立しない場合でも、売買契約を成立されるに足りる。この場合には、当該契約条項は、当事者が書面で合意した条項及びこの法律の他の規定に基づき追加される補充条項によって構成される。

このUCC § 2-207 は、最後に送られた条項が契約になるとするラストショットルールというアプローチを拒絶するものである。

売主の標準契約書に買主をしばらせることはアンフェアであり、また条項を受けとったあと履行することは必ずしもその条項に同意することにはならないし、追加条項や変更条項への明確な同意がないときは、UCC § 2-207 がルールを提供する。

② § 2-207 の適用

<契約の成立（重要条件の欠缺）>

- ・ S S 社 T S L 社間の契約は電話において商品の品目、数量、価格が特定されており、契約として十分明確であった。本件取引の性質（売買か使用許諾か）や保証についての規定がないことは契約の成立に本質的ではない。著作権法やUCCの規定が補っている。

<条件付き承諾>

- ・ 条件付き承諾となるか否かについては、3つのテストが確立されている。

1つめは、申込者の不利益になるだけの実質的な契約上の義務の変更となるとき条件付き承諾となる、というもの。しかし、ペンシルバニア州は少なくとも暗黙にはこのテストを拒否しているし、UCC § 2-207 (2)が、このような場合条件付き承諾としていないこととも矛盾する。

2つめは、確認文書中に「注文を受ける唯一の条項である」というようなキーワードやキーフレーズが使われているとき条件付き承諾となる、というものである。

3つめは、追加条項や変更条項が契約に含まれなければ取引を進めないという意思を示すことを、申込者に求めるものである。

2つ目3つ目が異なる結果を生むか明らかでないが、UCCにおける商取引に対する理解を最も反映しているので、3つ目を採用する。

- ・このテストによれば、明らかに、包括条項や開封による同意文言はTSL社の承諾を条件付きとするには不十分である。この種の文言は、もし追加の文言がないとしたら取引を差控えた、という基本的な根拠にはならない。
- ・購入後15日以内の払戻しの条項により条件付き承諾になるかとの点については、購入者は買うことを決め、製品を現に手に入れているので、契約が成立した後特定された追加条項を無視して、払戻しの申込にかかわらずそれを使うかもしれない。争いのない証拠によれば、ライセンスのこの条項は、TSL社がSS社からそれらの条項への同意を得ることができなければ、SS社への販売を差控えたというほど重要でないことを示している。

Greebel氏(SS社社長)の証言によると、TSL社は、SS社はエンドユーザーでないのでSS社にはBTLが適用されないと確約し、かつ2回にわたりBTLの保証放棄、救済の制限と似た条項を含む別の契約書へのサインを求めた。SS社ではこれを拒否したにもかかわらず、TSL社はプログラムの販売を継続した。これらによれば、BTLをTSL社の条件付き承諾と見ることはできない。また、TSL社はBTLで移転を禁止しているながら、SS社がマルチユーザーシステムの購入者へ移転を行う権限を与えており、これもBTLの条項がなくともTSL社はSS社との取引を進める意思があったことを示すものである。保証放棄条項が重要で移転禁止条項が重要でないとする理由はない。

- ・よって、TSL社のBTLは条件付き承諾ではない。

③両当事者の取引過程によりソフトウェアプログラムに関する明示及び黙示保証が排除されたか。

SS社とTSL社との取引は1回だけでなく、くりかえし行われ、SS社はその都度BTLの条項を見て開封してきている。このような契約当事者の行為によりBTLの条項が契約内容になるかという問題である。

裁判所は、2つの理由から標準条項を含む書面をくりかえし送ることは取引過程を構成しないと考えた。

1つは、それらはTSL社の希望であり、SS社はTSL社が(当初の)明らかに合意された条項に基づいてビジネスを行うことに同意していると信じるのは相当である。

2つめは、売主は正確な条項を交渉する機会をもつが、それをしようとしなかったことあるいはできなかったことは、そのような条項は契約の一部となっていないことを推定させる。

取引過程に関する証拠を見ると、T S L社が保証放棄条項を得ようとしたがS S社に拒絶されたこと、(T S L社がS S社から) 最初プログラムに関する問題の通知を受けたとき、かなりの時間とエネルギーを使って解決しようとしたことからすると、むしろ保証放棄を契約に組込んでいないと見られる。

行為過程は事実問題だが、T S L社がくりかえし書面を送付したからといって、両社が書面の条項を採用したということにはならない。

④結局、B T Lが最終かつ完全な契約条項であるとの事実審の判決は差戻された。

(包括条項にかかわらず、B T Lは追加条項を含む書面による確認とされるべきで、保証の放棄及び救済の制限は実質的な変更になるので、契約の一部にならない。保証の放棄が認められなかったため、S S社のT S L社に対する明示及び黙示の保証に基づく請求についてさらに審理することが求められた。)

6. その他の控訴審の判断

(1)T S L社は、B T Lの実施の可能性に反対する裁判所判決がソフトウェア産業へもたらす効果について多くの公共政策の議論を持ち出した。

しかしこれは立法論であるとして、退けた。

(2)T S L社に対する意図的の不当表示

このクレームについては、完全な、絶対な、理論的な互換性と実用上の互換性を区別し、表示は実用上の互換性についてのものであり、MAプログラムは実用上の互換性を満足させるものとした。

(3)W社に対する市場製品の黙示保証

WY-60は、I B M AT と結合して動く端末装置の工業標準に合致しており、MAプログラムとの非互換の証拠は、W社がこの保証違反を行ったと認定するには不十分であるとした。

(4)裁判所の裁量権の濫用については申立却下した。

(5)地裁の「B T Lが、完全かつ最終の合意条項の文言である」との判決を差戻し、S S社のT S L社に対する黙示及び明示の保証の請求をさらに審理するように求めた。

その余の点について地裁の決定は認める。

7. 若干のコメント

本判決は、B T L (シュリンクラップ契約) やソフトウェアライセンスについて法律のない州についての米国における判断であり、やはり特にソフトウェアライセンスに関する法律のない日本におけるB T L (シュリンクラップ契約) の有効性を考える上で、(有益な) 議論を提供するものであろう。

契約条件が印刷されたパッケージが繰り返し送付されているにもかかわらずその効力

が否定されているので、通常1回の取引でソフトウェアパッケージが1回しか手元に来ないエンドユーザとの関係では、勿論、BTL（シュリンクラップ契約）の効力を認めるのは困難となろう。

使用許諾契約を有効に成立させたいソフトウェア・メーカとしては、当該使用許諾契約の承諾をユーザ登録証の返還時、同時に文書で得ておく工夫が必要と考えられる。

さて、ルイジアナ州、イリノイ州ではソフトウェアライセンス実施法が存在するが、この場合、著作権法の規定に反する条項を含むBTL（シュリンクラップ契約）があった場合の効力問題が出てこよう。

以上